

(様式 1－3)

福島県帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 4 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	208	事業名	避難地域への移住促進事業	事業番号	(7)-49-1
交付団体	福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）		
総交付対象事業費	(7,062,733 千円) 8,433,989 千円	全体事業費	(7,062,733 千円) 8,433,989 千円		

帰還・移住等環境整備に関する目標

福島県内の避難地域 12 市町村（以下、「12 市町村」という。）では、東日本大震災と原発事故の影響により人口減少が進んでいる。特に、地域の担い手や働き手の不足が顕著である。そのため、これまでと同様に帰還促進施策を基軸に据えながら、さらに移住・定住促進事業を実施することにより、12 市町村へ新たな活力を呼び込む。

事業概要

国及び 12 市町村等の関係機関と連携しながら、12 市町村への移住・定住を促進するため、12 市町村の移住施策の支援等を行う「ふくしま 12 市町村移住支援センター」（以下、「センター」という。）を中心に、地域の魅力や移住支援策等の情報発信、移住体験ツアー、移住セミナーなど広域連携による取組が効果的な事業の実施、地域受入体制の強化、復興の進展に伴う移住促進上の新たな課題への対応に係る調査・提案事業等を行う。また、移住者または新たに起業する者を対象に、移住支援金及び起業支援金を給付するとともに、移住支援金に係る問合せ対応等を行うコンタクトセンターの運営等を行い、12 市町村の復興・再生のさらなる加速化を図る。

※福島県総合計画 暮らし分野 政策 1－施策 1－②避難解除等区域への新たな活力の呼び込みに関する取組

施策
1

複合災害からの復興の加速化、避難地域の復興・再生
帰還促進・生活再建のための避難解除等区域における生活環境等の整備や移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等によって、避難地域を始めとする本県の復興・再生を進めていきます。

11 自然豊かなふるさとを
まもろう

17 防災・減災で
安全なまちづくりを

【主な取組】

①避難解除等区域における生活環境等の整備に関する取組

避難解除等区域の道路等のインフラ施設、交通、医療、介護・福祉、買い物、防犯等の生活環境等の整備によって、避難解除等区域の復興・再生と住民帰還の促進を図ります。

②避難解除等区域への新たな活力の呼び込みに関する取組

避難解除等区域における移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むための取組を進めます。

③帰還困難区域の避難指示解除に関する取組

特定復興再生拠点区域について、国、自治体等と連携し、避難指示解除に向けて安心して帰還できる生活環境の整備を着実に進めていきます。拠点区域外については、帰還意向のある全ての住民が早期に帰還できるよう、国、市町村等と連携しながら、除染や生活環境の整備を進めていくとともに、帰還困難区域全ての避難指示解除に最後まで責任を持って取り組むよう国に求めています。

当面の事業概要

＜令和 7 年度＞

1 ふくしま 12 市町村移住支援センター等の運営

国及び 12 市町村等の関係機関と連携しながら、12 市町村への移住・定住を促進するため、「ふくしま 12 市町村移住支援センター」を運営する。センターは福島県とともに 12 市町村全域の移住促進施策を立案・実施するとともに、12 市町村の移住促進体制や施策に対する助言、支援及び強化等を行い、移住促進施策全体の円滑な推進を図る。

また、東京相談窓口を設置し、主に首都圏を中心とした移住相談等へ丁寧に対応できる体制を整備する。

2 移住関心層への情報発信

12 市町村に多くの移住者を呼び込むため、移住検討者及び移住関心層に対して、ウェブサイトやインターネット広告、映像コンテンツなどを活用しながら情報発信を行い、移住先としての魅力や移住支援策等について広く周知を図る。

また、県外から 12 市町村に移住者を呼び込むためには、移住者へ向けた仕事の確保が重要であることから、事業者等が移住希望者にとって魅力的な求人案件を形成する際の支援及び求人情報発信の支援を行い、雇用及び移住者の増加を図る。

3 移住希望者の呼び込み

12 市町村の課題解決の担い手を着実に呼び込むため、移住セミナー及び移住体験ツアー等を実施する。

また、移住検討者及び移住関心層の現地訪問の機会創出を支援するため、移住相談や転居先の確認等に係る訪問経費の一部補助を行い、着実な呼び込みと移住に係る疑問や不安の払拭を図る。

4 地域と移住者のつながりの強化事業

移住・定住を確実に推進していくためには、移住者が生活を送る地域住民や先輩移住者における受け入れマインドの醸成が非常に重要である。そのため、民間団体との連携や先輩移住者等の活動に対する支援により、地域の受入体制及び地域と移住者のつながりの強化を図る。

5 移住促進施策の磨き上げに係る調査・提案

復興の進展に伴って生じる移住促進上の新たな課題について、地域の実態や全国の優良事例を調査した上で、県及び 12 市町村での事業化の可能性等を研究・検討し、事業提案を行う。

6 移住支援金・起業支援金給付事業

福島県以外から 12 市町村への移住・定住を促進するため、移住者又は新たに起業する者に対し移住支援金または起業支援金を給付する。

7 移住支援金、起業支援金の事務委託

移住支援金及び起業支援金制度を適切に運用し、また支援金給付手続きを迅速かつ円滑に処理するため、移住検討者等からの問合せ対応等を行うコンタクトセンターを運営する。

8 復興の進展に伴う移住促進上の新たな課題への対応

12 市町村では、医療・介護・福祉・保育分野の従事者不足が生活関連施設の再開やサービス充実の妨げとなっていることから、特定の資格を有し関連施設へ就業する移住者への支援金加算措置により、従事者不足を解消するとともに移住者の増加を図る。

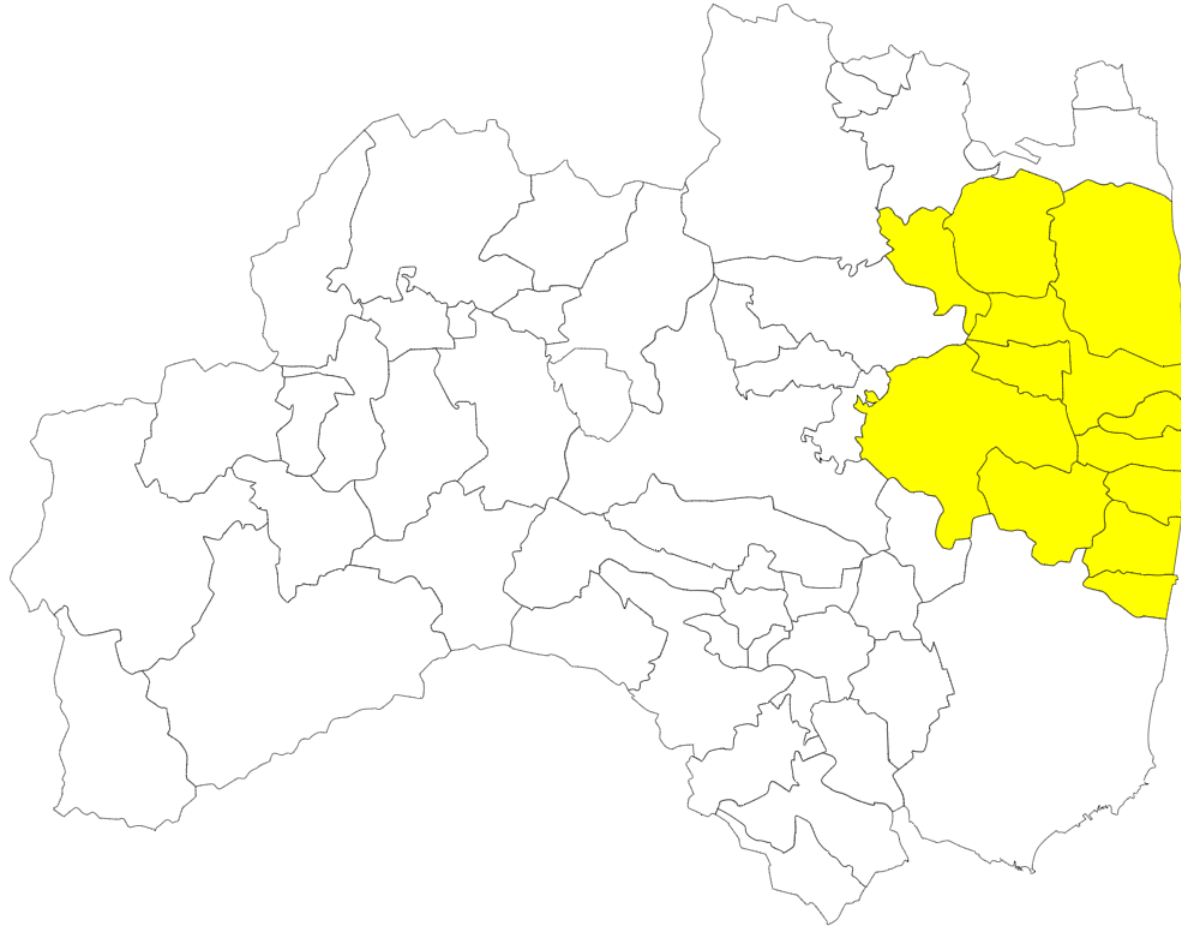
また、移住判断の重要な要素の一つである「住まい」について、移住者の増加に比して 12 市町村内の新たな住宅ストックの供給が進んでいないため、市町村や民間事業者との連携による住宅ストック確保の取組を行う。
地域の帰還・移住等環境整備との関係
福島県以外からの 12 市町村への移住・定住の促進等を支援することにより、12 市町村の定住人口増加を図り、産業振興、まちづくり及び復興の推進につなげる。
関連する事業の概要
令和 8 年度以降を見据え、国・県・市町村が地域の現状を把握した上で課題等を整理する場の設置を国に期待するとともに、その場の中で、市町村事業との連携や棲み分けを含め今後の方向性を協議し、事業化していく。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)

移住・定住促進事業(福島県・避難地域への移住促進事業)に係る位置図



【事業等実施場所】

県内避難地域12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)。
上図着色部。